

小牧市まなび創造館市民ギャラリー 利用案内

平成 30 年 4 月 1 日改訂版

小牧市まなび創造館市民ギャラリー

小牧市小牧三丁目 555 番地（ラピオ 4 階）

問合先

小牧市まなび創造館

小牧市小牧三丁目 555 番地（ラピオ 5 階）

電話 (0568) 71-9848

ファクス (0568) 71-9840

目 次

| | | |
|----------|--------------------------|------------|
| 1 | 施設の概要 | 1 |
| | (1) 展示スペース | |
| | (2) 図面 | |
| 2 | 利用のご案内 | 2～3 |
| | (1) 開館時間等 | |
| | (2) 利用可能な展示の範囲 | |
| | (3) 入場料徴収・物品の販売 | |
| | (4) 利用期間 | |
| | (5) 展示可能作品の種類 | |
| | (6) 展示にかかわる制限 | |
| 3 | 利用申込の手続き | 4 |
| | (1) 申込期間 | |
| | (2) 申込方法 | |
| | (3) 使用料の納付 | |
| 4 | 施設使用料 | 4 |
| | (1) 施設使用料 | |
| | (2) 使用料の還付 | |
| 5 | 利用できる備品について | 6～7 |
| | (1) 備品一覧 | |
| | (2) 備品使用の際の注意事項 | |
| 6 | 注意事項等 | 8～9 |

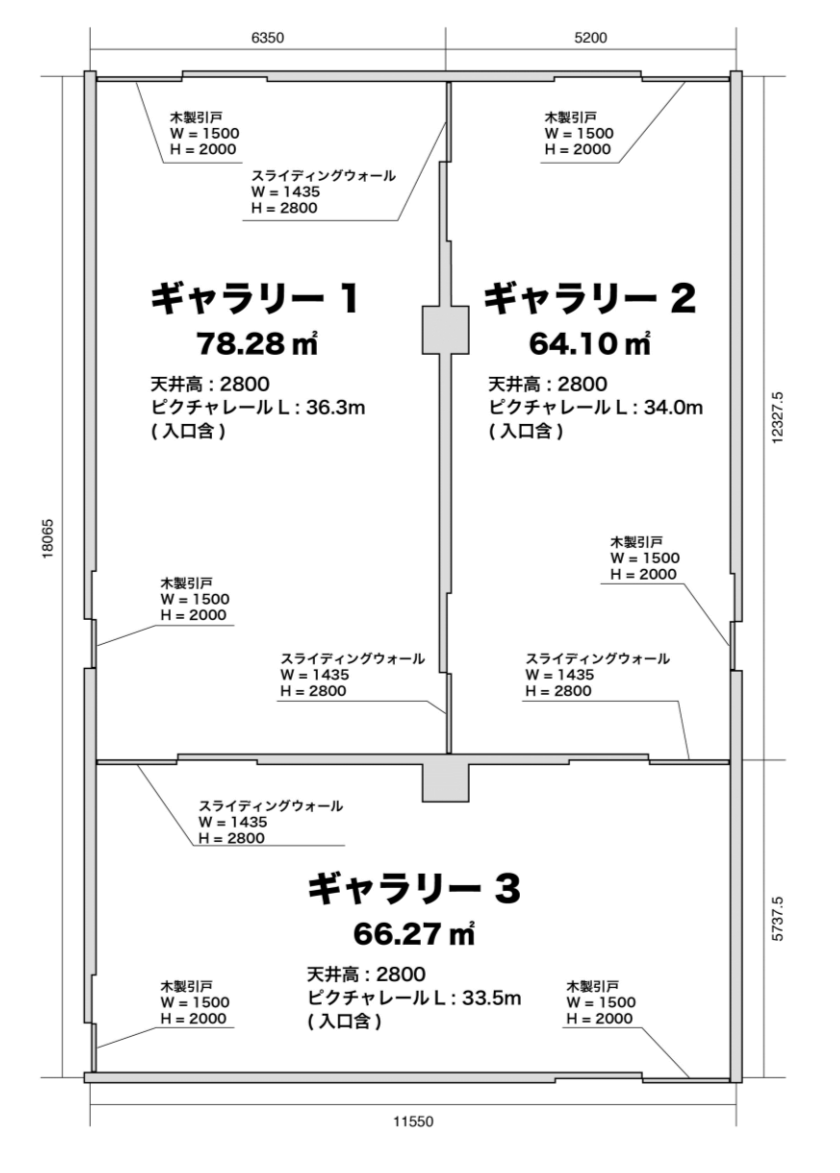
1 施設の概要

(1) 展示スペース

- ・ 市民ギャラリーは3部屋に分かれています。1部屋だけ利用することも、2部屋、3部屋をつなげて利用することも可能です。
- ・ 天井高は2.8メートルです。
- ・ 出入口の大きさは、各ギャラリーとも幅：1.5メートル、高さ：2メートルです。
- ・ 木製引戸の戸袋部分は剥き出しになっており、引戸を閉めると壁はへこんだ状態になります。展示方法によっては作品の展示が難しい場合がございますので、ご了承ください。
- ・ スライディングウォール（ギャラリー内の可動式の壁）の格納部分は、通常壁面より奥行きがあります。

| 利用形態 | 区分 | 床面積 | ピクチャーレール有効長 |
|------|------------|-----------------------|-------------|
| 全 面 | ギャラリー1+2+3 | 208.65 m ² | 103.8m |
| 2分割 | ギャラリー1+2 | 142.38 m ² | 70.3m |
| | ギャラリー1+3 | 144.55 m ² | 69.8m |
| | ギャラリー2+3 | 130.37 m ² | 67.5m |
| 3分割 | ギャラリー1 | 78.28 m ² | 36.3m |
| | ギャラリー2 | 64.10 m ² | 34.0m |
| | ギャラリー3 | 66.27 m ² | 33.5m |

(2) 図面



2 利用のご案内

(1) 開館時間等

- ・ 開館時間 午前9時30分～午後9時30分
- ・ 休館日 まなび創造館の休館日
(原則として毎月第3火曜日、11月は第3火曜日とその前日の月曜日、
年末年始(12月29日～1月3日))

(2) 利用可能な展示の範囲

芸術文化の振興に寄与すると認められる展覧会等で、次に該当するものを対象とします。

- ・ 芸術文化の振興を目的とする展覧会。
- ・ 団体展、グループ展または個展。
- ・ その他教育委員会が適当と認める展覧会等。

下記に該当する使用内容の場合は、市民ギャラリーの利用をお断りすることがありますので、事前にまなび創造館へご相談ください。

1. 企業や個人事業者等、営利を目的とする団体あるいは個人が、営利を主たる目的として、次に掲げる使用をする場合。
 - ア) 過大な入場料等を徴収すること。
 - イ) 物品やサービスの販売を行うこと。
 - ウ) 金銭のやりとりの有無にかかわらず、商品やサービスの斡旋・契約・宣伝もしくはそれに類する行為を行うこと。
 - エ) 金品の寄付を募ること。
2. 宗教活動・政治活動を目的として使用する場合。
3. 火気や危険物を持ち込み、展示や実演等に使用する場合。
4. 動物類の持ち込みや展示をする場合。
5. 食品・多量の水・不潔な物品など、施設を汚す恐れのあるものを持ち込む場合。
6. 騒音・振動・臭気などを発生する恐れがある場合。
7. 展示や実演等によって、施設利用者に危害を及ぼす可能性や、施設および備品をき損あるいは破損する恐れがある場合。
8. 上記以外で、教育委員会が不適当と判断した展示・実演等を行う場合。
9. その他、まなび創造館および市民ギャラリーの管理上支障がある場合。

(3) 入場料徴収・物品の販売

入場料徴収・物品販売について、以下のとおり制限があります。

- ・ 入場料等を徴収する場合は、利用申請前に金額についてまなび創造館と協議してください。
- ・ 物品販売とは、展示に関する物品販売等を指します。営利を目的として展示作品そのものを販売する「展示即売会」での利用は原則できません。

(4) 利用期間

- ・ 年末年始をはさむ引き続く利用はできません。
- ・ まなび創造館の休館日は利用できません。(利用期間中の休館日は、使用料の対象になりません。)

(5) 展示可能作品の種類

- ・ 平面作品（絵画、書、写真、ポスター、パッチワークなど）
- ・ 立体作品（彫刻、陶器、オブジェなど）
- ・ 生花などの植物や水を使うものを展示・持ち込みする場合は、展示期間中に水漏れ・腐敗・臭気などが発生しないよう、管理ができる方を必ず常時配置してください。

※ 上記以外の作品展示については、まなび創造館へご相談ください。なお、教育委員会が不適當と判断する作品は展示できません。

(6) 展示にかかわる制限

展示について以下のとおり制限があります。

- ・ 床面に展示する場合、床にかかる荷重が、床面積 1 m²につき 300kg 以内とします。作品や什器で床を傷つけたり壊したりしないようにしてください。
- ・ 吊り展示をする場合の荷重は、レール 40cm につき 20kg 以内、ワイヤー1本につき 8kg 以内とします。
- ・ 壁掛け展示をする場合、ピンや釘は、太さ（直径）が 1.5mm 以内のものを使用してください。また、木ねじ・ヒートン・スクリーウ釘など、溝が彫ってあるものは使用しないでください。
- ・ 木製引戸の戸袋部分は剥き出しになっておりますので、展示方法によってはがたつきなどが生じ、安定した状態で展示することが難しい場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・ 壁や床などに粘着テープ（セロテープやガムテープ等）を使用すると、粘着面が汚れの原因となりますのでおやめください。
- ・ 展示パネル・什器・照明器具など、展示に関する物品を持ち込む予定がある場合は、利用申請前または申請時にまなび創造館へご相談ください。個数や大きさなどを事前に確認します。持ち込む物品によっては、使用をお断りする場合がありますのでご了承ください。
- ・ 事前確認のために、展示方法および展示物などについて職員がお尋ねする場合があります。

3 利用申込の手続き

(1) 申込期間

利用日の属する日の9ヶ月前の月の1日から受付

- ・ 申請時に使用料の納付が必要です。
- ・ 受付初日のみまなび創造館にて午前9時30分から抽選会を行います。その他、抽選後の予約は随時受付します。
- ・ 受付初日の1日が休館日と重なったときは、次の開館日が受付初日になります。

(2) 申込方法

- ・ まなび創造館に備え付け、または市ホームページに掲載されている「市民ギャラリー利用予約申込書」に必要事項を記入し、まなび創造館へ直接提出してください。

◆ホームページについて

【小牧市トップ (<http://www.city.komaki.aichi.jp/>)】 ▶ 【市の施設】 ▶ 【芸術・学習・体験施設】 ▶ 【市民ギャラリー】 ▶ 【市民ギャラリー利用のご案内と申込について】

(3) 使用料の納付

- ・ 利用申込の際に使用料の納付を行ってください。使用料の納付後、利用許可証を交付します。

4 施設使用料

(1) 施設使用料

| 利用形態 | 区分 | 1日 |
|------|------------|---------|
| 全 面 | ギャラリー1+2+3 | 9,470 円 |
| 2分割 | ギャラリー1+2 | 6,480 円 |
| | ギャラリー1+3 | 6,590 円 |
| | ギャラリー2+3 | 5,870 円 |
| 3分割 | ギャラリー1 | 3,600 円 |
| | ギャラリー2 | 2,880 円 |
| | ギャラリー3 | 2,990 円 |

※ 入場料もしくはこれに類するもの(最高額が1,000円を超える場合に限る)を徴収する場合又は物品等を販売する場合の使用料の額は、施設使用料に200%相当額を加算した額(通常料金の3倍)となります。

※ 搬入・搬出日(利用初日・最終日)の使用料は、1日の使用料の50%を減額した金額です。

※ まなび創造館の休館日は使用できません。(料金も減額となります。)

(2) 使用料の還付

条例の規定により、下記の期日までに利用の変更又は取消しを申請し許可を受けた場合は、使用料にそれぞれ定められた割合を乗じて得た額を還付します。まなび創造館窓口で手続きを行ってください。

- | | |
|---------------|-----------|
| ア) 利用日の 30 日前 | 100 分の 90 |
| イ) 利用日の 20 日前 | 100 分の 70 |
| ウ) 利用日の 3 日前 | 100 分の 10 |

5 利用できる備品について

- ・ 下記の備品使用を希望される場合は、「市民ギャラリー予約申込書」裏面の「備品借用願」に必要事項を記入の上まなび創造館へ提出してください。なお、備品使用の希望が他の利用者と重複した場合にはまなび創造館にて調整をさせていただきます。
- ・ 備品の使用料はかかりません。ただし、紛失・破損の場合は実費弁償となります。

(1) 備品一覧

《各ギャラリー備付（備品借用申請は必要ありません）》

| | | | |
|-------------------------|-----|-------------|------|
| ワイヤー・フック(荷重:1本につき8kg以内) | 50本 | ダルマピン | 100本 |
| 照明等取扱用革手袋 | 1双 | ピン打ち用ゴムハンマー | 1本 |
| 高所作業用ヘルメット | 3個 | スポットライト | 13個 |

《各ギャラリー共用（備品借用申請が必要です）》

| | | | |
|--|----|--|-----|
| 展示台(縦長太)600×600×700 | 4台 | パーテーションスタンド(仕切り棒) | 12本 |
| 展示台(横長大)1880×680×720 | 2台 | マグネット(スティックタイプ) | 19本 |
| 展示台(横長中)900×600×300 | 4台 | サインスタンド(430×870) 表面:マグネット止め 裏面:ピン止め | 2台 |
| 展示台(横長小)900×600×150 | 4台 | ポスターケーススタンド(大) A0(823×1170) | 1台 |
| 展示台(縦長細)400×400×1000 | 8台 | ポスターケーススタンド(中) A1(577×823) | 3台 |
| 展示用ガラスケース※事前に相談が必要です。 幅1800mm×奥行450mm×高さ950mm | 4台 | ポスターケース B2(500×710) | 20枚 |
| テーブル | 9台 | イス | 20脚 |

《各ギャラリー共用（備品借用申請は必要ありません）》

| | | | |
|----------------|----|-------|----|
| 台車 800×695(外寸) | 2台 | 脚立(大) | 2台 |
| モップ | 3本 | 脚立(小) | 3台 |
| ちりとり | 3個 | ほうき | 6本 |

(2) 備品使用の際の注意事項

①ワイヤー・フック

- ・ 展示・返却の際、ワイヤーを紐と同様に扱う（強く巻きつける、縛るなど）と、破損や変形の原因になりますので、取扱いにはご注意ください。
- ・ 片付ける際は、10本ずつリングで束にして各ギャラリーボックスに返却してください。
- ・ 天井レールに設置されているワイヤーの吊り下げ金具は、ねじ式で固定するしくみになっています。ワイヤーの吊り下げ位置を変更する場合は、吊り下げ金具をゆるめて外し、希望の位置で締め直してください。吊り下げ金具を棒などで叩いて位置を移動させることは、部品の変形や破損、展示作品の落下などにつながりますのでおやめください。

②ダルマピン（画鋸）

- ・ ギャラリー内部の壁面の中でも、廊下に接している壁面は、固くてピンが刺しにくくなっております。必要に応じて、各ギャラリーボックス内のゴムハンマーをお使いください。
- ・ ダルマピンを使用する際、金槌での打ち込みは、ピンの破損の恐れがありますのでおやめください。
- ・ ゴムハンマーを使用する際、強く叩きすぎるとプラスチック部分の破損や針の折れ・曲がりがありますのでご注意ください。

③スポットライト

- ・ 各ギャラリーに13個ずつ設置されています。取り外しての移動が可能ですが、他の部屋で使用した場合は撤収時に各ギャラリーの定数に設置し直してください。
- ・ 各ギャラリーボックス内に革手袋及び高所作業用ヘルメットがありますので、スポットライトの移動の際はご利用ください。高所作業をするときは、安全に十分留意してください。
- ・ スポットライトの調光機能は利用できませんが、ダウンライトの調光機能は利用できます。
- ・ 電球交換が必要な場合、該当箇所をまなび創造館窓口へ連絡してください。

④ポスターケーススタンド

- ・ 設置の際には、通行の妨げにならない場所に設置してください。
- ・ 防火シャッター、防火壁の周囲には設置しないでください。
- ・ ギャラリーの入口や外壁付近以外のところにポスタースタンドを設置したい場合は、事前にまなび創造館へお問合せください。設置箇所によっては、申請をしていただく必要があります。

⑤展示台

- ・ 塗装面（白）を床面に設置して使用すると、塗装面を損傷する原因となります。使用の際には塗装されていない面（木目）を床面に設置してください。

⑥台車

- ・ 来客用エレベーターでの台車利用はおやめください。
- ・ くれぐれも周囲に注意を払い、通行人や壁面にぶつからないようご利用ください。
- ・ ラピオ内商業施設の台車や、ショッピングカートでの搬入出は禁止です。使用したことで発生したトラブルに関しては、一切責任を負いませんのでご了承ください。

6 注意事項等

(1) 搬入

- ・ 作品搬入出の際は、他の利用者の迷惑にならないよう注意してください。
- ・ 大型車での作品搬入出、台車による搬入出、大型作品の搬入出のために搬入用エレベーターを利用される場合は、専用搬入口使用の事前申請をしていただきます。まなび創造館にお問合せの上、申請書に必要事項を記入し、利用の14日前までに提出してください。
- ・ 搬入出に使用する台車は、ギャラリー備付もしくは利用者持参のものに限ります。
- ・ 持ち込みの物品（作品、梱包資材、台車等）の保管場所はありませんので持ち帰ってください。まなび創造館事務所、ギャラリー倉庫、センターモール、通路などの場所で物品を保管することはできません。万が一置かれたまま破損や紛失が起きた場合は、責任を負いかねますのでご了承ください。

(2) 展示

- ・ スライディングウォール（ギャラリー内の可動式の壁）にピンや釘を打つときは、必ずスライディングウォールの裏面および側面の足元にある2箇所のロックをかけてから行ってください。動く状態のままピンを打つと、レールや床が破損する原因となります。
- ・ 出入口の扉の前の壁と戸袋部分には、物を置いたり、掲示したり、吊り下げたりしないでください。扉を開閉した際、作品や備品などを巻き込み、破損する恐れがあります。

(3) 展示期間中

- ・ 貸出期間中は会場責任者（監視・受付係等）を常時配置し、ギャラリーの管理をして会場の保全に努めてください。なお、貸出期間中における展示物の破損等につきましては責任を負いかねます。
- ・ 来場者の人数をカウントし、鍵返却時にまなび創造館に報告してください。
- ・ ギャラリー内はラピオ館内共通の空調がついていますが、必要に応じて、各ギャラリーに設置したエアコンも利用できます。ただし、風が吹き出す向きによって展示作品に影響を及ぼす場合がありますので、留意して使用してください。なお、利用する場合は、退室時に必ずスイッチを切ってください。

(4) 搬出

- ・ 利用された備品・設備などは、必ず利用前の保管場所・状態にもどしてください。
- ・ 展示期間終了後、利用者は使用したギャラリーの清掃を行ってください。
 - ※ ゴミ袋はありませんので、ゴミは各自でお持ち帰りください。
 - ※ 清掃用具はギャラリー倉庫のものをご利用ください。
 - ※ ピンや釘、ソフト粘着剤等を使用された場合は、必ず抜き忘れやはずし忘れ、汚れなどがないように責任を持って撤収をお願いします。

(5) その他

- ・ ギャラリー内は飲食禁止です。飲食をする場合は、ラピオ 4 階飲食スペース、5 階センターモール、1 階フードコートをご利用ください。
- ・ 万が一、施設及び付属設備をき損、または汚損した場合は、まなび創造館へ必ずご連絡ください。
- ・ 搬入・搬出・展示及び利用期間中のトラブルについては責任を負いかねます。
- ・ 搬入・搬出時等立会いが必要と考えられる場合は、まなび創造館職員が立会います。
- ・ ギャラリー等の下見を希望する場合、まなび創造館へお問合せください。
- ・ 利用についてのご相談や、本利用案内に記載のない事項については、まなび創造館へお問合せください。